



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 教育委員会規則
  - \*14 和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則 ..... 1
- 告示
  - 1321 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) ..... 2
  - 1322 平成13年和歌山県告示第867号(肥料取締法施行細則の規定による知事の定める普通肥料等)の一部改正 (果樹園芸課) ..... 3
  - 1323 保安林予定森林 (森林整備課) ..... 3
  - 1324 道路の区域変更 (道路保全課) ..... 3
  - 1325 道路の供用開始 ( " ) ..... 4
  - 1326 道路の区域変更 ( " ) ..... 4
  - 1327 道路の供用開始 ( " ) ..... 4
  - 1328 更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習(座学)委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) ..... 5
- 教育委員会告示
  - \*7 和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部改正 ..... 7
- 監査公表
  - 監査公表第24号 ..... 8

### 教育委員会規則

#### 和歌山県教育委員会規則第14号

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月21日

和歌山県教育委員会教育長 宮下和己

和歌山県立図書館利用規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館利用規則(平成5年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(図書館の利用) 第2条 次に掲げる資料(以下「図書館資料」という。)並びに施設及び設備は、この規則の定めるところにより利用することができる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 独立行政法人国立印刷局が提供する官報情報検索サービスにより閲覧することができる資料</u> 2 略	(図書館の利用) 第2条 次に掲げる資料(以下「図書館資料」という。)並びに施設及び設備は、この規則の定めるところにより利用することができる。 (1)～(3) 略 2 略

#### 附則

この規則は、平成31年1月5日から施行する。

## 告 示

## 和歌山県告示第1321号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス西浜店  
和歌山県和歌山市西浜字中新堤内ノ坪885番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年8月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,666㎡
- 6 駐車場の収容台数  
58台
- 7 駐輪場の収容台数  
23台
- 8 荷さばき施設の面積  
40.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
9.0㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所（敷地東側2か所）
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日  
平成30年12月7日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成30年12月21日から平成31年4月22日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1322号**

平成13年和歌山県告示第867号（肥料取締法施行細則の規定による知事の定める普通肥料等）の一部を次のように改正する。

平成30年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表の5中「別表第1の1の（1）のア、イ又はウに定めるほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たんぱく質」を「別表第1の2の（1）に定める動物由来たん白質であって、同（1）の表の第2欄に定める確認済ゼラチン等以外のもの」に改める。

**和歌山県告示第1323号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字丈ノ尾236の1、240の6
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1324号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字相ノ浦字松尾1番地内	旧	8.76 } 10.03	58.60	
同上	新	8.76 } 23.60	58.60	

**和歌山県告示第1325号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字相ノ浦字松尾1番地内

供用開始の期日 平成30年12月21日

**和歌山県告示第1326号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 滝切目停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡みなべ町滝字田中956番4地先から同町滝字土明979番1地先まで	旧	4.46 } 10.64	139.95	
同上	新	4.93 } 13.47	146.55	

**和歌山県告示第1327号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年12月21日

道路の種類 県道

路線名 滝切目停車場線

供用開始の区間 日高郡みなべ町滝字田中956番4地先から同町滝字土明979番1地先まで

供用開始の期日 平成30年12月21日

### 和歌山県告示第1328号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成30年12月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 一般競争入札に付する業務の名称等

##### (1) 調達役務の名称

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務

##### (2) 調達役務の内容等

更新時講習、停止処分者講習及び違反者講習（座学）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### 2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であり、かつ、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が認める者で、平成30年12月21日（金）において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

##### (1) 公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（その1）

イ 事業経歴書（定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類（法人設立を証明する書類をいう。）を含む。）

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもので、役員を成年被後見人又は被保佐人とする旨の記録がない登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。））

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

キ 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書

ク 講習別に講習を行う者の氏名、生年月日及び有する資格の一覧表

(2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類

(1) の資格申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（その2）

イ 使用印鑑届

ウ 誓約書

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

オ 公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成30年12月21日（金）から平成31年1月10日（木）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6の(1)のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成31年1月11日（金）午後4時までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として平成31年1月16日（水）までに回答するものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室7

(2) 日時

平成31年1月8日（火）午前10時

5 資格審査申請書類の配布場所

6の(1)のアに同じ。

6 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

(1) 公安委員会への資格審査申請

ア 提出場所

和歌山県警察本部交通部運転免許課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8524

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の(1)に掲げる申請書類を、平成30年12月21日（金）から平成31年1月17日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により提出するものとする。

(2) 和歌山県への資格審査申請

ア 提出場所

(1) のアに同じ。

イ 提出期間

3の(2)に掲げる申請書類を、(1)の資格申請の結果、公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から平成31年2月6日(水)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により提出するものとする。

7 資格審査の結果通知

(1) 6の(1)の結果通知

郵便により平成31年2月1日(金)までに通知する。

(2) 6の(2)の結果通知

郵便により平成31年2月12日(火)までに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 公安委員会への理由の説明の求め

平成31年2月12日(火)午後4時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

平成31年2月22日(金)午後4時まで

(2) (1)の書面は、持参により提出するものとする。

(3) (1)のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

ア (1)のアに対する回答

平成31年2月14日(木)までに回答するものとする。

イ (1)のイに対する回答

平成31年2月26日(火)までに回答するものとする。

(4) (1)の書面の提出先は、6の(1)のアに掲げる場所とする。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第7号

和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年12月21日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(複写の範囲及び制限) 第2条 複写できる図書館資料は、図書館に所蔵する資料のほか、次に掲げる資料とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>独立行政法人国立印刷局が提供する官報情報検索サービスにより閲覧することができる資料</u></p>	<p>(複写の範囲及び制限) 第2条 複写できる図書館資料は、図書館に所蔵する資料のほか、次に掲げる資料とする。 (1)・(2) 略</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、<u>複写しない。ただし、複写の制限をされている資料の複写であって、その制限の範囲内のものを行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 複写が困難な資料又は複写により損傷するおそれがある資料</p> <p>(3) <u>前項第2号及び第3号に掲げる資料のうち複写することを制限され、又は禁止されている資料</u></p> <p>(4) <u>その他図書館長において複写することが不適当と認める資料</u></p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、<u>複写しない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>複写が困難なもの又は複写により損傷するおそれがあるもの</u></p> <p>(3) <u>その他図書館長において複写することが不適当と認めるもの</u></p>
--	---

別記様式に備考として次のように加える。

備考 国立国会図書館がデジタル化した資料の複写を申し込む場合は、書誌IDを資料名の欄に、コマ番号を複写箇所欄にそれぞれ記入すること。

附 則

この告示は、平成31年1月5日から施行する。

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第24号

平成30年8月22日付け監査報告第4号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年12月21日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一  
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

#### 1 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成30年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約202万円となっており、前年度に比し約17万円減少している。                  今後も、収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所属長の承認を受けずタクシー乗車券が受領されていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 新たな滞納者を出さないための取組として、貸付けを行う段階で、市町担当課と連携し、情報交換等を行うとともに、借主、連帯借主及び連帯保証人の三者と同時に面接を行い、貸付け及び償還に対する理解の徹底を図っている。                  また、過年度分の未収金については、滞納者の実情に応じて、電話、文書及び訪問による催告を組み合わせ、償還指導を行い、少額であっても毎月償還するよう指導を行っている。</p> <p>(2) 今後このようなことのないよう、適正な処理について職員に周知徹底した。</p>

#### 2 海草振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成30年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>建設工事請負契約において、契約保証措置として受注者から公共工事履行保証証券を受領していたが、工期延長に応じた保証期間の変更手続がなされていなかったの</p>	<p>注意事項</p> <p>公共工事履行保証証券の取扱いに係る認識不足に起因するものであったことから、再発防止のため、工期延長を行う場合は保証期間の延長手続が必要となるかどうか</p>

で、適正に処理されたい。

のチェックを強化することにより、適正な事務の遂行に努める。

3 海草振興局建設部

監査実施年月日 平成29年7月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 物品調達台帳で決裁されていないものがあって、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 土木使用料等の収入未済額は、平成29年度末で約24万円となっており、前年度末に比し約5万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 土木使用料について、督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 証紙売りさばき代金(現金)の取扱いについて、現金払込書の払込者名が払込日当日に不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 建物基礎撤去等に係る収集・運搬及び処分業務において、産業廃棄物処理業務であるにもかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号に定める委託契約書を作成せず請書で処理していたので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 火災保険料の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 建設工事請負契約の3割を超える増額変更において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>平成29年度末で、廃道敷地については1件、廃川敷地については4件が未処理となっているので、適正な管理とともに処分に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 燃料に係る物品調達台帳について、一部に押印漏れのものがあったものであり、複数名によるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。</p> <p>(2) 未納者の現状を把握し、未収金の早期回収に努めるとともに、新たな未収金の発生防止に努めている。</p> <p>(3) 督促状について、複数人による照査体制を整えるとともに、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)に基づき速やかに発することとし、再発防止に努めている。</p> <p>(4) 証紙売りさばきを行った収納員が、翌日払込分の納付書を前日作成していたことによるものであり、今後このようなことのないよう、現金払込書の払込日当日の作成について職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 産業廃棄物処理業務の取扱いに係る認識不足によるものであり、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> <p>(6) 支出負担行為として整理する時期についての認識不足によるものであり、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。</p> <p>(7) 増額変更の際は、当初契約時の契約金額との増減額割合に注意し、適正な事務処理に努める。</p> <p>検討事項</p> <p>地元自治会、隣接地権者と売払いに向け引き続き協議を行っている。処理が完了するまで適正な管理に努めていく。</p>

4 和歌山県消防学校

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>警備業務の委託契約に係る決裁において、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県財務規則に基づいて、適正な処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県動物愛護センター

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>公有財産台帳に登録されていない附属物があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>登録漏れの附属物については、再調査を実施の上、公有財産台帳に登録済みである。</p>

6 和歌山県立図書館

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 複写料金の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日に不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 行政財産使用料の督促において、未納金額を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 入札参加資格の事前審査において、実績要件を満たしているか確認するために、「和歌山県役務提供等実績認定審査会」の審査を受ける必要がある案件であるにもかかわらず、当該審査会の審査を受けていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 契約保証金の受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 現金の払込日に払込者となる収納員が不在の場合は、出納員が引継ぎを受け、振り込むよう、事務の取扱いを改めた。</p> <p>(2) 使用料の督促の際には、複数職員による確認を徹底するよう、事務の取扱いを改めた。</p> <p>(3) 適正な物品の管理を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 実績要件の審査が必要な場合には「和歌山県役務提供等実績認定審査会」の審査を受けるよう、事務の取扱いを改めた。</p> <p>(5) 契約保証金納付期限の厳守を落札業者に求めるよう、事務の取扱いを改めるとともに、事務処理に遺漏のないよう、所属職員に周知徹底した。</p>

## 7 和歌山県立近代美術館

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>行政財産使用料に係る延滞金について、過納金の処理がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>過納金については返金処理した。</p> <p>今後このようなことのないよう、職員に周知徹底を図った。</p>

## 8 和歌山県立自然博物館

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>未記入となっていた早朝出発夜間帰着については、適切に処理した。</p> <p>今後このようなことのないよう、チェック体制を強化するとともに全職員に周知徹底した。</p>

## 9 和歌山県立星林高等学校

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>自家用電気工作物の点検で不適合箇所があるにもかかわらず、改修されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>自家用電気工作物の改修については、本年度中に行うこととした。</p> <p>今後、点検で不適合等が発見された場合は、速やかに改修等を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

## 10 和歌山県立和歌山東高等学校

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>契約保証金の受入前に契約を締結していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>契約保証金の受入前に契約を締結していた件については、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p>

た。

## 11 和歌山県立和歌山工業高等学校

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<b>注意事項</b> 旅行命令簿について、早朝出発夜間帰着の条件を満たしていないにもかかわらず、早朝出発夜間帰着の日当加算の支払を行っていたので、適正に処理されたい。	<b>注意事項</b> 早朝出発夜間帰着の日当加算分は、平成29年度会計年度内で戻入処理を行った。 今後このような誤りがないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。

## 12 和歌山県立和歌山ろう学校

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<b>注意事項</b> 外出承認をすべきところ旅行命令を行い、旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。	<b>注意事項</b> 外出承認と旅行命令の区分について、職員に再度周知徹底するとともに、旅費を支給する際には書類の確認を慎重に行い、適正な事務処理を行っていくこととした。

## 13 和歌山県立和歌山さくら支援学校

監査実施年月日 平成30年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<b>注意事項</b> 昇降機保守点検業務について、業務委託契約に係る仕様書に定める点検回数及び点検項目の記載に不備があったので、適正に処理されたい。	<b>注意事項</b> 業務委託契約に係る仕様書の内容の再点検を行い、今後このようなことのないよう、適正な事務処理について職員に周知徹底した。